

## 社会教育委員の選出について（案）

- 審議会に社会教育分科会を置き、社会教育分科会の委員は府中市社会教育委員とする。
- 人数は8人以内とし、任期は審議会委員と同じとする。
- 正副会長と、社会教育的活動をしている選出区分の委員から2～3名、公募委員から1～2名を社会教育委員として選出する。

【参考】第7期の社会教育委員は以下のとおり。

（寺谷委員・三宅委員・大谷委員・奥野委員・木内委員・関口委員・中村委員）

（以上）

## 【社会教育委員について】

- 1 審議会会長は、社会教育分科会の会長を兼ねるとともに、東京都市町村社会教育委員連絡協議会の理事となる。（理事会が年2回、7月と2月に開催される。）
  - 2 社会教育委員は、東京都市社会教育委員連絡協議会の会員となり、定期総会の出席のご案内をさせていただきます。（委任状の提出をもって代えることが可）
  - 3 東京都市町村社会教育委員連絡協議会第5ブロック研修会のご案内をさせていただきます。平成30年度は府中市が幹事市となるため、府中市での開催となります。（年間1回秋頃開催。本市、小金井市・三鷹市・武蔵野市・調布市・狛江市の6市で構成。なお、会長は、事前の打合せの会議に招集されることがあります。）
  - 4 その他、社会教育委員として全国単位・関東・東京都などの区域とした連絡協議会等の交流大会・研修会の参加のご案内をさせていただきます。
- ※ 5年務められますと、東京都市町村社会教育委員連絡協議会から、感謝状が贈呈されます。